

市民団体の対象を拡大しました

「彦」は、あらかじめ登録された市民団体に寄附することができ、登録団体は、取得した「彦」を換金することができます。市民団体の対象については、これまで自治会などや、特定非営利活動法人に限定していましたが、しかし、今回の対象拡大によって、地域内や事業所内、大学内で結成されているボランティア団体など、市内で活動をしている団体についても、左の表の要件を満たせば、新たに市民団体として登録することができるようになりました。



対象となる市民団体

- (1)自治会など (町内会、老人会、子ども会、婦人会など、またはそれらの連合体)
- (2)特定非営利活動法人 (NPO法人)
- (3)ボランティア団体

追加された市民団体

ボランティア団体の登録要件

- ①市内に活動拠点がある
- ②規約・会則などがある
- ③公共の利益の増進を目的として、福祉・環境・文化・スポーツ・青少年育成などの社会貢献に係る分野の活動をしている
- ④営利を目的とした団体ではない
- ⑤団体の構成員以外の人を対象とした活動をしている
- ⑥団体の構成員が10人以上である
- ⑦登録申請時に1年以上継続的に活動している
- ⑧法令、条例等に違反する活動をしていない
- ⑨公序良俗に反する活動をしていない
- ⑩宗教的活動または政治的活動をしていない

活動が交流の輪を広げる

亀山ニュータウンきこう会代表 松本照男さん(清崎町)

私たちの会は、現在17人が加入しています。活動の一環として、学校に通う子どもたちの安全な登下校のために、スクールガード活動を7・8年前からしています。登校時は自由参加の形で、それでも、毎日10人ぐらゐのメンバーが、子どもたちの通学路にある交差点での誘導をしたり、歩道がない場所では、歩道がある場所まで同行したりするなど、子どもたちの安全を守る活動をしています。下校時は、学校周辺まで迎えに行き、家の近くまで、いっしょに帰っています。

朝、交差点で待っていると、最初は、子どもたちもあいさつなどの声かけもありませんが、だんだん、何度か顔を合わせるようになると、子どもたちも元気があいつつしてくれます。

こういった活動は、地域のかでの交流が深まることもあり、非常に大切なことだと思います。また、私たちも、朝、集まって、みんなで会話することができ、楽しい時間を過ごしています。



▲朝に集まって、みんなで話す「亀山ニュータウンきこう会」の皆さん

美しいひこね創造事業への参加は、会の活動に合うので、少しでもやってみようと感じたので始めました。各会員が得た「彦」は、会員の協力で、会に寄附してもらっています。現在は、活動資金として、大いに役立っています。

このような活動がどんどん広がれば、地域の中での交流が深まると思います。

「彦」が使える協力店を募集しています

現在、地域通貨「彦」は、市の施設の使用料や手数料のうち、定められたものへの支払いに使えたり、あらかじめ登録された団体への寄附ができていたりします。また、お互いの同意があれば、参加者・市民団体・市内の事業者などの中で、「彦」を使用することができます。

地域の中での「彦」の循環をさらに活性化させるため、「彦」の受け入れ利用にご協力いただける「協力店」を募集します。

受け入れ内容

協力店では、「彦」をクーポン券(割引券・サービス券)として取り扱ってください。

それぞれの協力店での取り扱い(受け入れ内容)については、左の例を参考に、各店で決めることができます。

※「彦」をお金と同様に使うことはできません。このため、「彦」だけの商品の販売や、お金との交換はできません。

対象

彦根市内の小売業・飲食業者が対象です。

※ただし、飲食業のうち、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」で届出対象とされている店舗(〇時〜日の出における酒類提供飲食営業の店舗)は除きます。

「彦」の受け入れ期間

受け入れの開始日は、12月1日からです。終了日は、限定しないため、協力を辞退したいときには、囲まちづくり推進室へ申し出が必要です。



受け入れた「彦」の使い道

協力店で使われた「彦」は、換金できないので、ご了承ください。協力店で受け入れた「彦」は、次の①から③の方法で、使用してください。

- ①他の協力店で使用する
- ②市の施設の使用料や手数料のうち、定められたものへの支払いに使用する

受け入れ内容の例

- ▼食事をした人に、「彦」1枚で、「コーヒー」をサービスする。
- ▼1,000円の商品購入につき、「彦」1枚で、一定の割引をする。

あなたも、「この機会にぜひ参加登録を！」

「美しい行為」については、参加者一人ひとりの活動を対象としています。また、まちの美観を保つ活動や地域安全活動など、地域や事業所で、すでに取り組んでいる活動と重なるものも少なくありません。

このため、いくつかの自治会などでは、地域全体で活動に参加登録し、美しいひこねの創造に取り組んでおられます。

今回の制度拡大により、市内への通勤者を新たに対象としたことから、今後は、事業所全体で参加登録していただくことも

可能となりました。また、年齢の引き下げと同時に、市内の大学の通学者を新たな対象としたことから、今後は、これまでに以上に、学生の皆さんにも参加をお願いしたいと考えています。

より多くの人に参加登録していただき、市内各地でたくさん「美しい行為」が実践されるのが、美しいひこねの創造につながります。この機会にたくさんの方の参加登録をお待ちしております。

詳しくは、囲まちづくり推進室までお問い合わせください。

申し込み方法

③市民団体(自治会や老人会のほか、NPO法人、ボランティア団体など)に寄附をする

申込書に必要事項を記載のうえ、持参、郵送、ファクスで、囲まちづくり推進室までお申し込みください。申込書は、同室または、彦根市ホームページの協力店募集ページで入手できます。

れることで、美しいひこねを創造する活動を応援する、地域に貢献しているお店です。協力をいただける場合には、彦根市ホームページなどで「彦」が使える協力店として、お店の紹介をします。

ぜひ、みなさんの協力をお待ちしております。

